別添

社会保険（厚生年金保険・健康保険）への加入手続はお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所 （被保険者１人以上）	個人事業所 （常時従業員を５人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を５人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**
○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

① 正社員、法人の代表者、役員の場合
② (a)週の所定労働時間が２０時間以上、
(b)勤務期間が１年以上見込まれること、
(c)月額賃金が８．８万円以上、
(d)学生以外、
(e)従業員５０１人以上の企業に勤務、
以上の５つの要件を全て満たす方の場合

⇒ 被保険者の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

③ パートタイマー・アルバイト等であって、週３０時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の１週間の所定労働の４分の３以上働いている方の場合
（例：正社員が週40時間働いている場合に週３０時間以上働いている方）

⇒ 被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
日本年金機構 Japan Pension Service